

閲覧所における二級建築士・木造建築士名簿の閲覧

【インターネットによる建築士名簿の閲覧について】

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日より、インターネットによる建築士名簿の閲覧が、開始されました。

詳しくは、[こちら（https://touroku.kenchikushikai.or.jp/meibo/internet-meibo-no-eturann/）](https://touroku.kenchikushikai.or.jp/meibo/internet-meibo-no-eturann/) をご確認ください。

※システムメンテナンスのため、以下時間は閲覧が出来ません

0 : 0 0 ～ 5 : 0 0

1. 閲覧概要

兵庫県建築士会では兵庫県知事登録の二級建築士および木造建築士名簿を一般の方に公開しています。

名簿閲覧は建築士法で定められた閲覧項目を確認することができます。

閲覧にかかる手数料は無料です。

【注意】

名簿閲覧は、二級建築士および木造建築士の住所や連絡先がわかるものではありません。

建築士の連絡先などの個人情報や登録情報について、警察や弁護士会からの照会を除き、本会は一切回答しません。

2. 閲覧場所

（公社）兵庫建築士会

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通 4 丁目 6 - 1 1 エクセル山手 2 階

閲覧可能日時：平日（土・日・祝日及び年末年始、本会が個別に休日と定める日を除く）9：30～16：30

3. 閲覧できる項目

兵庫県規則「二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則第 4 条」に定められた項目が閲覧できます（閲覧できる項目はインターネットによる閲覧と同じです）。

- ・登録番号、登録年月日
- ・氏名
- ・二級建築士試験又は木造建築士試験の合格年月、合格番号
- ・処分履歴
- ・法定講習修了年月日、修了番号

【閲覧における注意事項】

閲覧所における建築士名簿閲覧の場合、建築士の登録番号と氏名を特定いただく必要がございます。

登録番号が不明の場合、**閲覧対象の建築士を特定できず閲覧ができない場合があります。**

可能な限り、閲覧対象建築士の登録番号を事前にご確認いただくようお願いいたします。

【建築士登録番号の確認について】

設計業務などを建築士に委託している場合、**委託者は業務を行っている建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の提示を求め、登録番号を確認することができます。**

このことは、建築士法第 19 条の 2 に、「一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第二十三条第一項に規定する設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があつたときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。」ことが定義されています。

4. 閲覧方法

閲覧申請書を窓口にご提出の上、閲覧を行ってください。

申請書は次ページのものを印刷していただくか、もしくは窓口にもご用意しています。

閲覧にかかる費用は無料です。

なお、閲覧対象者の氏名、登録番号の情報がない場合、対象者が特定できず、閲覧できない場合があります。

5. その他

- ・メールによる閲覧申請はお受けできません。
- ・兵庫県建築士会で閲覧していただけるのは、兵庫県知事登録の二級建築士および木造建築士名簿のみです。
- ・二級建築士および木造建築士名簿に記載されているのは、現在二級建築士または木造建築士の資格を有する方のみです。死亡届・取消申請などがあつた場合は、二級建築士および木造建築士名簿から削除されます。また、建築士法その他の法律に違反したことにより処分があつた場合も、二級建築士および木造建築士名簿から削除されます。
- ・電話によるお問合せの場合は、氏名と登録番号がわかり資格者を特定した上で、資格の有無(兵庫県知事登録の二級建築士または木造建築士かどうか)についてのみの回答に限らせていただきます。

二級・木造建築士 閲覧申請書

年 月 日

兵庫県知事指定登録機関

公益社団法人兵庫県建築士会 会長 殿

ふりがな 申請者氏名	
現住所	〒
電話番号	
※ FAX番号	
※ 会社名	
※ 部署名	
申請理由	

※は任意です。

閲覧対象者(二級建築士・木造建築士)	
ふりがな 1 申請者氏名	
2 登録番号	
3 登録年月日	